

30 文科高第 375 号
社援発 0807 第 1 号
平成 30 年 8 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公私立大学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各地方厚生（支）局長
各関係団体の長

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 104 号）については、平成 30 年 8 月 7 日付けで公布され、同日より施行されます。

これらの省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係機関に対し周知を行っていただくようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、域内の高等学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会及びその他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の高等学校に対して、本改正の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。



1. 改正の趣旨

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「学校規則」という。）第 8 条第 4 号及び第 5 号においては、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 4 号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）における介護福祉基礎等の科目を教授する教員の配置等所要の要件を定めているところ、学校規則附則第 6 条第 2 項及び第 3 項において経過措置が設けられている。これについて、今般、福祉系高等学校等における教員の確保が円滑に行われるよう、所要の改正を行う。

あわせて、法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する学校又は養成施設（以下「介護福祉士学校等」という。）に係る教育の内容を定めた学校規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設規則」という。）における別表について、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書等を踏まえ、認知症高齢者の増加などに伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成するため、同別表第 4 に規定された教育内容の見直しを行う。

その他所要の規定の整備を行う。

2. 改正の内容

(1) 福祉系高等学校等の教員要件の経過措置の見直し（学校規則附則第 6 条第 2 項及び第 3 項関係）

介護福祉基礎等の科目を教授する教員について、平成 26 年 4 月 1 日以降に文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（以下「講習会」という。）を受講した一定の者についても、当分の間、介護福祉士等の資格を有する者としてみなすこととする。

なお、講習会の開催に関する申請手続について、別途、定めることとしている。

(2) 介護福祉士学校等の養成課程における教育内容の見直し（学校規則及び養成施設規則別表第 4 等関係）

- ① 学校規則及び養成施設規則の別表第 4 に定める介護福祉士学校等の教育内容について、介護の質を高めるために必要なチームマネジメントの能力を養うため、所要の科目の時間数を拡充する（30 時間→60 時間）。
- ② その他別表第 4 に係る経過措置等を含めた所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日等

施行日 : 平成 30 年 8 月 7 日（公布日施行）

適用日 :

法第 40 条第 2 項第 1 号に規定する学校又は養成施設のうち

修業年限が 4 年以上のもの 平成 31 年 4 月 1 日

修業年限が 3 年以上 4 年未満のもの 平成 32 年 4 月 1 日

修業年限が 2 年以上 3 年未満のもの 平成 33 年 4 月 1 日

法第 40 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する学校又は養成施設 平成 31 年 4 月

1日

ただし、適用日以前に入学し、留年等をした場合、旧カリキュラムの適用を受ける者が新カリキュラムの授業を受ける必要があるが、その場合は当該新カリキュラムの授業を旧カリキュラムとして履修認定を行うとともに、新カリキュラムに沿った国家試験の実施年度以降については、新カリキュラムのみで実施される授業に関して補講を行うようにするなど、適切な配慮に努めるよう、関係機関に対し周知を図ること。

○ 文部科学省
厚生労働省 令第三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士
介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月七日

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省 令第二号）の一部を次のように改正する。
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれ
に対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(次項において「免許状所持者等」という。)(であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八条第四号の規定の適用については、当分の間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>附則</p> <p>(介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 次各号に掲げる者は、第八条第四号の規定の適用については、当該各号に定める間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。</p> <p>一 この省令の施行の際現に教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(以下この条において「免許状所持者等」という。) 平成二十六年三月三十一日までの間</p> <p>二 免許状所持者等であつて平成二十六年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(次号において「講習会」という。)の課程を修了したものの当分の間</p> <p>三 この省令の施行の際現に大学に在学し、又はこの省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に大学に入学し、教育職員免許法に規定する福祉の教科について高等学校教諭の普通免許状の所要資格を得た者(次項において「免許状資格者」という。)であ</p>

3 免許状所持者等であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八条第五号の規定の適用については、当分の間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

「号を削る。」

「号を削る。」

別表第四（第五条―第七条関係）

領域	教育内容	時間数		
		第一号学校	第二号等学校	第三号学校
人間と社会	人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション ニケーション 社会の理解 人間と社会に関する選択科目	三〇以上 六〇以上 六〇以上		一五
	合計	二四〇		
(略)	このところとからだのしくみ	二二〇	六〇	六〇
		六〇	三〇	三〇
		六〇	三〇	三〇

3 次各号に掲げる者は、第八条第五号の規定の適用については、当該各号に定める間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

- 一 免許状所持者等 平成二十六年三月三十一日までの間
- 二 免許状所持者等であつて平成二十六年三月三十一日までの間に於いて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（次号において「講習会」という。）の課程を修了したものの間の間
- 三 免許状資格者であつて平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了した者 当分の間

別表第四（第五条―第七条関係）

領域	教育内容	時間数		
		第一号学校	第二号等学校	第三号学校
人間と社会	人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション ニケーション 社会の理解 人間と社会に関する選択科目	三〇以上 三〇以上 六〇以上		一五
	合計	二四〇		
(略)	このところとからだのしくみ	六〇	三〇	三〇
		六〇	三〇	六〇
		六〇	三〇	三〇

(略)	認知症の理解 障害の理解	六〇	三〇	六〇
		六〇	三〇	三〇

別表第四の二(第七条の二関係)

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解 I	五
社会の理解 II	三〇
介護の基本 I	一〇
介護の基本 II	一〇
コミュニケーション技術	二〇
生活支援技術 I	二〇
生活支援技術 II	三〇
介護過程 I	二〇
介護過程 II	二五
介護過程 III	四五
ところとからだのしくみ I	二〇
ところとからだのしくみ II	六〇
発達と老化の理解 I	一〇
発達と老化の理解 II	二〇
認知症の理解 I	一〇
認知症の理解 II	二〇
障害の理解 I	一〇
障害の理解 II	二〇
医療的ケア	五〇
合計	四五〇

(略)	ところとからだの しくみ	二二〇	六〇	六〇
		二二〇	六〇	六〇

別表第四の二(第七条の二関係)

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解 I	五
社会の理解 II	三〇
介護の基本 I	一〇
介護の基本 II	一〇
コミュニケーション技術	二〇
生活支援技術 I	二〇
生活支援技術 II	三〇
介護過程 I	二〇
介護過程 II	二五
介護過程 III	四五
発達と老化の理解 I	一〇
発達と老化の理解 II	二〇
認知症の理解 I	一〇
認知症の理解 II	二〇
障害の理解 I	一〇
障害の理解 II	二〇
ところとからだのしくみ I	二〇
ところとからだのしくみ II	六〇
医療的ケア	五〇
合計	四五〇

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。附則第三条において「法」という。）第四十条第二項第一号に規定する学校（以下「第一号学校」という。）のうち修業年限が四年以上のものである又は同項第二号若しくは第三号に規定する学校 平成三十一年四月一日

二 第一号学校のうち修業年限が三年以上四年未満のもの 平成三十二年四月一日

三 第一号学校のうち修業年限が二年以上三年未満のもの 平成三十三年四月一日

(経過措置)

第二条 新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号学校において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかわらず、なお

従前の例によることができる。

第三条 新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前においても、同表の規定の例により行うことができる。